

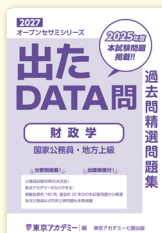
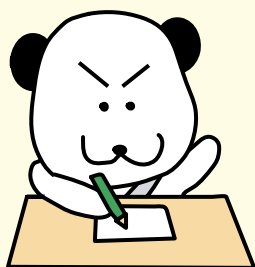
オープンセサミシリーズ

国家公務員 地方上級
過去問精選問題集



大卒程度

出たDATA問

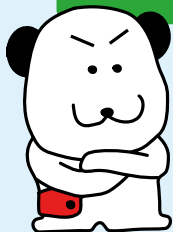


体験版

東京アカデミー

\\ 出たDATA問 (教養) のラインナップ //

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ①一般知能 基礎編 | ②社会科学 基礎編 | ③人文科学 基礎編 |
| ④自然科学 基礎編 | ⑤文章理解 基礎編 | |
| ⑥一般知能 実践編 | ⑦社会科学 実践編 | ⑧人文科学 実践編 |
| ⑨自然科学 実践編 | ⑩文章理解 実践編 | |



公務員採用試験を分析した上で編集された**オリジナル教材**
主要公務員試験等で過去に出題された問題の中から**厳選した問題を掲載!**
最新出題傾向に対応した**過去問題集の決定版!**

①一般知能 基礎編

数的推理

【No.1】 4つの正の整数 a, b, c, d について、 $(a+b) \times (c+d)$ は奇数、 $a+b+c$ は奇数、 $b \times d$ は偶数のとき、 a, b, c, d を分類したものとして妥当なのはどれか。

	奇数	偶数
1	a	b, c, d
2	b	a, c, d
3	a, c	b, d
4	a, d	b, c
5	b, d	a, c

(2025 年警察官)

【No.2】 100 から 200 までの整数のうち、5 で割ると 4 余る数を全て足し合わせたものと、5 で割ると 2 余る数を全て足し合わせたものの差はいくらか。

- 1 28
- 2 32
- 3 36
- 4 40
- 5 44

(2025 年警察官)

【No.3】 次の計算式中の $\bigcirc, \square, \triangle, \diamond$ は互いに異なる演算記号を表しており、 $+, -, \times, \div$ のいずれかである。また、この計算式の答えは正の整数となる。計算式の答えはいくらか。なお、計算式では掛け算や割り算は足し算や引き算よりも先に行う。

$$6 \bigcirc 4 \square 5 \triangle 2 \diamond 3$$

- 1 4
- 2 8
- 3 13

巻頭に、**最新年度の本試験問題と解答解説**を掲載
次年度試験に向けて活用しよう!

問題ごとに頻出度を掲載！

A：繰り返し出題される最頻出問題

B：比較的良好に出題される頻出問題

C：できるとライバルに差がつけられる問題

正答チェック

☐☐☐

頻出度

A

数と式の計算

【No.1】 ある2桁の自然数 N があり、240 と 555 をそれぞれ N で割ると、どちらも余りが30になる。このとき、自然数 N の一の位と十の位の和を正しく表しているものは以下のうちどれか。

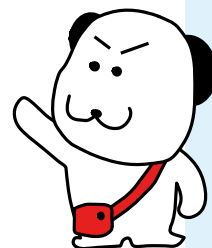
- 1 3
- 2 6
- 3 8
- 4 10
- 5 12

(2018 年市役所 C 日程 Standard, Logical)

正答チェック欄で理解度を確認！

繰り返し学習し、着実に知識を習得しよう

分野別に1問1ページになっているから
書き込みしやすい！



詳しい解答解説は本冊との切り離しが可能で見やすく使いやすい！
途中式や考え方を詳しく説明し、なぜそうなるかまで理解できます

第1章 数的推理

【No. 1】

240と555を N で割ると、どちらも30余る。よって、

(ア) 210と525はともに N で割り切れる

(イ) N は30より大きい

といえる。

(ア)から N は210と525の公約数である。210と525の最大公約数は $3 \times 5 \times 7 = 105$ なので、 N は105の約数である。

$$\begin{array}{r} 3 \overline{) 210 \ 525} \\ 5 \overline{) 70 \ 175} \\ 7 \overline{) 14 \ 35} \\ \hline 2 \ 5 \end{array}$$

さて、105の約数は

1, 3, 5, 7, 15, 21, 35, 105

の8個だが、このうち(イ)を満たし、かつ2桁なのは「35」に限る。よって $N=35$ となるので、求める答えは $3+5=8$ である。

正答 3

【No. 2】

M と N を a で割るとそれぞれ余りが3と4になるので、

$$M = aq_1 + 3$$

$$N = aq_2 + 4$$

と表せる(q_1, q_2 は整数)。なお、 a は4より大きいことにも注意しよう(余りは割る数 a より小さいので)。

積 $M \times N$ を計算すると、

$$\begin{aligned} M \times N &= (aq_1 + 3)(aq_2 + 4) \\ &= a^2 q_1 q_2 + a(4q_1 + 3q_2) + 12 \end{aligned}$$

(*)

となる。ここで(*)の部分は a の倍数である。よって、 $M \times N$ が a で割り切れるなら、12が a で割り切れることになる。よって a は、

・1桁の正の整数で、

・4より大きく、

・12の約数

だから、 $a=6$ に確定する。

すると、

$$103 \div 6 = 17 \text{ 余り } 1$$

だから、求める余りは1である。

正答 1

【No. 3】

1から200までの自然数の総和は、

$$\frac{200 \times 201}{2} = 20100$$

である。このうち、5で割り切れるものは5, 10, 15, ..., 200($=5 \times 40$)の40個で、その和は、

$$\begin{aligned} &5 + 10 + 15 + \dots + 200 \\ &= 5(1 + 2 + 3 + \dots + 40) \\ &= 5 \times \frac{40 \times 41}{2} \\ &= 5 \times 20 \times 41 \\ &= 4100 \end{aligned}$$

である。

よって、求める答えは、

$$20100 - 4100 = 16000$$

である。

正答 2

【No. 4】

$$\text{ア } A+B=E$$

$$\text{イ } E=2D$$

$$\text{ウ } A+D=C$$

$$\text{エ } 2B-C=A$$

アとイから E を消去すると、

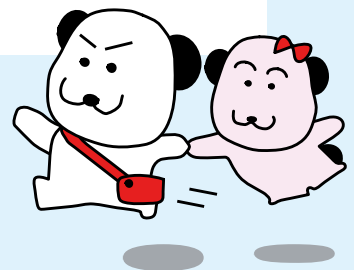
$$A+B=2D \quad \dots \text{①}$$

となる。

また、エから $C=2B-A$ で、これをウに代入すると、

全国に拠点を持つ東京アカデミーの情報収集により、
入手の難しい地方公務員の過去問も数多く収録
本当に欲しい情報が手に入ります！

①一般知能 基礎編では79%が非公表の問題。
情報量で周りの一歩先へ！



\\ 出たDATA問 (専門) のラインナップ //

- ⑪憲法 ⑫民法 ⑬行政法 ⑭経済学
⑮政治学 ⑯行政学 財政学

※「財政学」は、書店では販売していない
東京アカデミー受講生限定教材です

⑪憲法

出題傾向表で過去5年間に出题された分野がわかる！

重点的に学習すべき事柄に照準を合わせ、**無駄なく合格ラインへ**

年度		国家一般職					地方上級				
		2021	2022	2023	2024	2025	2021	2022	2023	2024	2025
分野	精神	2	1	1		1	2	1			
内訳	思想及び良心の自由										
	宗教の自由	1				1	1				
	政教の分離										
	学問の自由										
	表現の自由	1	1	1			1	1			
内訳	通信の秘密										
	その他										
総合											
経済的自由権				1	1		1				
内訳	職業選択の自由				1		1				
	居住・移転の自由										
	財産権			1							
	その他										
総合											
人身の自由		1			1					1	
内訳	奴隷的拘束・苦役からの自由										
	刑事手続上の人権保障	1			1					1	
	その他										
総合											
受益権											
内訳	裁判を受ける権利										
	国家賠償請求権										
	刑事補償請求権										
	請願権										
内訳	その他										
	総合										
社会権				1	1				1		
内訳	生存権										
	教育を受ける権利										
	労働基本権				1						
内訳	その他										
	総合			1					1		

※地方上級は、聞き取り調査による判明分について分析を行っている。出題数が年度によって異なるのは、主に判明数の違いによるものである(自治体によって問題が異なる場合もある)。

傾向と対策

〔総評〕

人権分野は判例を中心に出题される。判旨とその理由付けを正確に理解しておかなければならない。テーマとしては、精神的自由権からの出題が多く、次いで経済的自由権、社会権、人身の自由、法の下での平等と続く。

国家一般職試験も地方上級試験も選択肢が長文に及ぶものが多く、判例を正確に理解するだけでなく、素早い処理も必要になってくる。ただし、出題される判例はリーディングケースとなるような重要判例が繰り返し出題されているので、過去問をよく検討し、出題歴のある重要判例を普段から読み込む練習をすれば十分対応できるものである。

出題傾向について、国家一般職試験も地方上級試験も大差はない。国家一般職試験の

目指すのは満点ではなく、最短ルートでの合格。
よく出る問題から効率よく学習を進めよう

※「財政学」には、出題傾向表及び
傾向と対策の掲載はありません

苦手な分野でも優先順位がわかる
まずは頻出度Aから取り組もう！

正答チェック➡

☐☐☐

頻出度



日本国憲法の基本原理

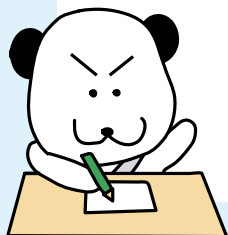
【No.1】 憲法前文の法的効力に関する次の記述のうち、妥当な組合せを選びなさい。

- ア 憲法前文は、憲法の最初に付されて憲法制定の由来や目的などを述べる文章であり、重要な意義を有する。憲法前文は、憲法の規定を解釈する際の基準となるとともに、憲法典の各条文と同様に法的効力を有する。
- イ 憲法前文は、憲法典の本文ではないので、憲法前文の改正は憲法典の本文の場合と異なり、当該憲法に定める改正手続に従う必要はない。
- ウ 憲法前文に違背する下位法が存在しても、そのような下位法の効力は憲法典の各条文との関係で問題とされるにとどまり、憲法前文に違反することを理由にそれが否定されるわけではない。
- エ 憲法前文の法的効力を認める見解に立つても、憲法前文を直接の根拠として訴訟が提起された場合に、裁判所がこれを判断基準として用いて当該事件を解決するという意味での裁判規範性は否定される。

- 1 ア, イ
- 2 ア, ウ
- 3 ア, エ
- 4 イ, エ
- 5 ウ, エ

(2012年市役所B日程)

東京アカデミーが総力を挙げて
再現した非公表の問題！



1度目は理解、2度目は定着、
3度目は自信になる

丁寧な解説で、一問解くごとに実力がアップ！
繰り返し解いて、合格に必要な実践力を完成させよう

同じような問題は必ず試験で出題されるため、過去問を理解することが合格への第一歩です

基礎編

【No.1】

ア 正しい。憲法前文の法的性質について、通説は、法規規範性を有するとしている。なお、裁判規範性を有するか否かについては争いがあるが、現在のところ、否定説が通説的地位を占めている。

イ 誤り。憲法前文の改正には、本文の各条と同様に、憲法 96 条の改正手続に従う必要があると解されている。

ウ 誤り。憲法前文の内容に明らかに反する法令が違憲と判断されるべきことは、前文自身が、日本国憲法の拠って立つ「人類普遍の原理」に反する「一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」(第 1 項末尾)としていることから、一般論としては肯定される。

エ 正しい。最高裁の立場は、必ずしも明確ではないが、「否定説」の立場から、前文を具体的な事件に直接適用せず、憲法本文若しくは法律の解釈準則としてこれを援用するにとどまるものと思われる。

正答 3

【No.2】

1 誤り。行政権を法律によって統制することを意味するのは「法治主義」である。「法の支配」の概念は多義的であるが、一般的には、専断的な国家権力の支配を排斥して、自由を中核とする基本的人権が合理的な法の下で平等に保障することを目的とする原理のことをいうと解されている。

2 誤り。「立憲の意味の憲法」とは、自由主義に基づいて定められた国家の基本法のことをいい、国家権力を制限して個人の人権を保障することが最も重要な目的とされている。

3 誤り。硬性憲法とは、憲法改正手続に

ついて通常法律改正手続よりも厳格な要件を定めている憲法をいい、日本国憲法は硬性憲法に属する(憲法 96 条、56 条、59 条参照)。軟性憲法とは、憲法改正手続について通常法律改正の手続と同じ要件を定めている憲法をいい、不文憲法であるイギリスでは、憲法(実質的意味の憲法)は法律の形で存在するので、通常法律改正の手続で改正することができる。

4 正しい。日本国憲法の改正については日本国憲法に明文の規定がある(憲法 96 条)、改正には国民主権の変更など憲法の同一性を損なう変更はできないなどの限界があるとされる。

5 誤り。日本国憲法の前文は、憲法の一部をなし、本文と同じ法的性質をもつと解され、法規規範性を有するものが通説である。なお、判例は、前文の内容は、抽象的な原理・理念であり、具体性を欠いているとして、裁判規範とはならないとしているが(最判平元 6.20)、法規規範性と裁判規範性は別個の概念である。

正答 4

【No.3】

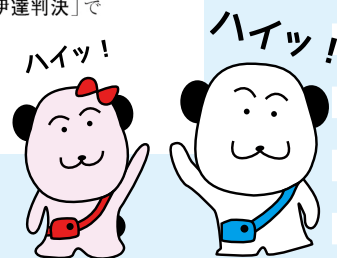
1 誤り。最高裁は、「わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件^{そうしやうじけん}が提起されることを必要とする」「裁判所がかような具体的な事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない」と判示して、請求を却下している(最大判昭 27.10.8)。したがって、最高裁は、警察予備隊の設置行為が憲法 9 条に違反するとも違反しないと判示していない。

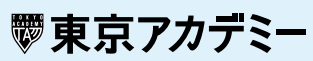
2 誤り。一審のいわゆる「伊達判決」で

基礎編

出た DATA 問を繰り返し解けば合格に必要な力が自然と身に着く！

大卒程度公務員試験対策は、この一冊から！





東京アカデミー